

【対象】

- ・ 2011年3月11日から2012年4月1日までに対象地域に住民登録をしていた方。
（対象地域を転出後も対象とする。）
- ・ 実施年度の4月1日時点で対象地域に住民登録をしていた方。
- ・ 上記以外で、基本調査の結果必要と認められた方

【対象地域】

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、南相馬市、田村市、川俣町、伊達市の一部（特定避難勧奨地点の属する区域）

【方法】

調査票：郵送またはオンラインによる、本人又は保護者による回答（自記式）

【主な調査項目】

- ・ 現在のこころとからだの健康状態について
- ・ 生活習慣（睡眠、運動、喫煙、飲酒など）について
- ・ 現在の生活状況について（「一般成人」）

【支援の取組】

回答内容を、福島県立医科大学の医師等が評価・分析する。こころの健康及び生活習慣上、相談・支援の必要があると判断された方には、公認心理師や保健師・看護師等による「ここから健康支援チーム」が電話支援を行う。電話支援により医師の診察が必要と判断された場合は、県内医療機関の登録医師（※下巻P157「こころの健康度・生活習慣に関する調査 概要（2/2）」を参照）を紹介する。

また、継続的な支援が必要な場合には、避難元の市町村等と連携し、必要な支援を検討・提供する。

第52回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

こころの健康度・生活習慣に関する調査の対象となる方は、健康診査と同じく、東京電力福島第一原子力発電所事故時に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された市町村及び特定避難勧奨地点の属する地域に2011年3月11日から2012年4月1日まで及び調査年度の4月1日に住民登録があった方々です。また、上記の方以外で、基本調査の結果必要と認められた方も対象としております。より適切な対応を行うために、調査対象者の年齢に応じた調査票を用いています。子どもは「0歳～3歳」「4歳～6歳」「小学生」「中学生」の4つに区分し、それに16歳以上の「一般成人」を加えて計5つに区分しています。

質問内容は、うつ病や不安障害等こころの問題のほか、睡眠、運動、喫煙、飲酒等の生活習慣の変化についてもお尋ねしています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2025年3月31日